

新発田市パブリックコメント手続きの事務の流れ

事 項	手段・方法等
-----	--------

実施機関

<p>計画等の案及び関係資料の公表</p> <p>一.市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更の場合、当該計画等の案</p> <p>二.市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃の場合、当該条例案</p> <p>三.広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃の場合、当該制度案</p> <p>四.市民の公共の用に供される大規模な施設等の設置に係る事業計画等の策定又は変更の場合、当該事業計画案</p> <p>軽微、緊急等の一部除外規定あり。</p>	<p>市の発行する広報紙への掲載 市のホームページへの掲載 担当部局での閲覧 必要に応じて ・報道機関への発表 ・印刷物の配布 ・その他市長が必要と認める方法</p>
---	---



市 民

<p>意見・提案等の提出</p> <p>提出期間：計画等の案の公表の日以後原則として30日以上で、実施機関が定める。</p> <p>ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではありません。</p>	<p>市が指定する場所への提出 市窓口への持参 郵便 電子メール ファクシミリ</p>
--	---



実施機関

<p>提出された意見・提案等を考慮して意思決定を行うとともに、次の事項を公表する。</p> <p>いただいた意見・提案等 当該意見・提案等に対する市の考え方 計画等の案を修正した場合にあっては、当該修正の内容</p>	<p>市の発行する広報紙への掲載 市のホームページへの掲載 担当部局での閲覧 必要に応じて ・報道機関への発表 ・印刷物の配布 ・その他市長が必要と認める方法</p>
---	---